



金 沢 市 公 報

号外第18号の2

平成28年(2016年)5月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則	(建築指導課) 1

規 則

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第51号

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則

金沢市建築基準法施行規則(昭和48年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中「第115条の2第1項第4号」を「第115条の2第1項第4号ただし書」に改める。

第8条の見出しを「(定期報告を要する特定建築物の指定等)」に改め、同条第1項中「よる報告をしなければならない建築物」を「より市長が指定する特定建築物」に改め、「掲げる建築物」の次に「(第1号から第7号までに掲げる建築物にあっては、令第16条第1項に規定するものを除く。)」を加え、同項第5号中「公衆浴場」を「キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場」に改め、「、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場」を削り、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第2項中「時期は」の次に「、3年ごとに」を加え、「それぞれ」を削り、「掲げる時期」を「定める時期」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) ホテル又は旅館の用途に供する建築物 4月1日から6月30日まで
- (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物 7月1日から9月30日まで
- (3) 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)の用途に供する建築物 9月1日から11月30日まで
- (4) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物 10月1日から12月31日まで
- (5) 体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スケート場、水泳場若しくはスポーツの練習場(いずれも学校に附属するものを除く。)、下宿、共同住宅、寄宿舎又は令第19条第1項の児童福祉施設等の用途に供する建築物 6月1日から8月31日まで

- (6) 事務所その他これに類する用途に供する建築物 9月1日から11月30日まで

第8条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第9条の見出しを「(定期報告を要する特定建築設備等の指定等)」に改め、同条第1項中「建築設備は」を「特定建築設備等は」に、「の各号に掲げるもの」を「に掲げる建築設備又は防火設備」に改め、同項ただし書を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 令第16条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる建築物に設ける換気設備(法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により設けるべき換気設備で中央管理方式の空気調和設備に限る。)、排煙設備(法第35条の規定により設けるべき排煙設備で排煙機を有するものに限る。)及び非常用の照明装置(法第35条の規定により設けるべき非常用の照明装置で予備電源を別置きにするものに限る。)
- (2) 前条第1項各号に掲げる建築物に設ける防火設備で随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)

第9条第2項を削り、同条第3項中「それぞれ」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 令第16条第3項第1号に掲げる昇降機 当該昇降機について、設置者が法第7条第5項又は第7条の2第5項

(これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の1日から末日まで

- (2) 令第16条第3項第2号に掲げる防火設備又は前項各号に掲げる換気設備、排煙設備、非常用の照明装置若しくは防火設備(以下この号において「防火設備等」という。) 次のア又はイに掲げる防火設備等の区分に応じ、当該ア又はイに定める時期

ア 前条第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる建築物に設ける防火設備等 4月1日から7月31日まで

イ 前条第2項第3号、第4号及び第6号に掲げる建築物に設ける防火設備等 9月1日から12月31日まで

第9条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「(法第88条第1項において準用する場合を含む。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条の次に次の1条を加える。

(定期報告を要する工作物の指定等)

第9条の2 省令第6条の2の2第1項の規定により市長が定める時期は、毎年(国土交通大臣が定める検査の項目については、3年以内ごとに当該項目の検査を終了させるものとし、その検査を実施した年ごとに)、当該工作物について、築造主が法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の1日から末日までとする。

- 2 法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告は、省令第6条の2の2第3項に規定する様式による書面に、市長が必要があると認める図書を添えて行わなければならない。

- 3 前項に規定する報告書及び添付図書は、報告の日前3月以内に検査し、作成したものでなければならない。

第14条中「第86条第2項」を「第86条第2項ただし書」に改める。

様式第8号その1中「第115条の2第1項第4号」を「第115条の2第1項第4号ただし書」に、「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行後初めて行う建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第16条第1項各号又は改正後の金沢市建築基準法施行規則(以下「新規則」という。)第8条第1項各号に掲げる建築物(この規則の施行の際現に存するものに限る。)についての建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 平成28年5月31日において建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)による改正前の法第12条第1項の規定による報告(以下この号及び次号において「旧法による定期報告」という。)を要する建築物として指定されているもの 次のアからキまでに掲げる建築物の区分に応じ、当該アからキまでに定める時期

ア ホテル又は旅館の用途に供する建築物 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める時期

(ア) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(以下この条において「検査済証」という。)の交付を受けたもの及び平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に旧法による定期報告を行い、令第4章から第5章の3までに規定する建築物の構造及び防火避難施設等の維持保全の状況が良好であると市長が認めたもの 平成29年4月1日から同年6月30日まで

(イ) 平成28年4月1日から同年5月31日までの期間に検査済証の交付を受けたもの 平成30年4月1日から同年6月30日まで

(ウ) 平成28年4月1日から同年5月31日までの期間に旧法による定期報告を行っているもの 平成31年4月1日から同年6月30日まで

(エ) (ア)から(ウ)までに該当しないもの 平成28年6月1日から同月30日まで

イ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物 次の(ア)又は(イ)に掲げる建築物の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める時期

(ア) 平成27年4月1日から平成28年5月31日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に旧法による定期報告を行い、令第4章から第5章の3までに規定する建築物の構造及び防火避難施設等の維持保全の状況が良好であると市長が認めたもの 平成29年7月1日から

同年9月30日まで

(イ) (ア)に該当しないもの 平成28年7月1日から同年9月30日まで

ウ 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供する建築物 次の(ア)又は(イ)に掲げる建築物の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める時期

(ア) 平成27年4月1日から平成28年5月31日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に旧法による定期報告を行い、令第4章から第5章の3までに規定する建築物の構造及び防火避難施設等の維持保全の状況が良好であると市長が認めたもの 平成29年9月1日から同年11月30日まで

(イ) (ア)に該当しないもの 平成28年9月1日から同年11月30日まで

エ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係るものに限る。）、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物 次の(ア)又は(イ)に掲げる建築物の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める時期

(ア) 平成27年4月1日から平成28年5月31日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に旧法による定期報告を行い、令第4章から第5章の3までに規定する建築物の構造及び防火避難施設等の維持保全の状況が良好であると市長が認めたもの 平成29年10月1日から同年12月31日まで

(イ) (ア)に該当しないもの 平成28年10月1日から同年12月31日まで

オ アからエまでに掲げる用途に供する部分を2以上有する建築物 次の(ア)又は(イ)に掲げる建築物の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める時期

(ア) 平成27年4月1日から平成28年5月31日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に旧法による定期報告を行い、令第4章から第5章の3までに規定する建築物の構造及び防火避難施設等の維持保全の状況が良好であると市長が認めたもの 平成29年10月1日から同年12月31日まで

(イ) (ア)に該当しないもの 平成28年10月1日から同年12月31日まで

カ 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、下宿、共同住宅、寄宿舎又は令第19条第1項の児童福祉施設等の用途に供する建築物 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める時期

(ア) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び同年4月1日から平成27年3月31日までの期間に旧法による定期報告を行っているもの 平成29年6月1日から同年8月31日まで

(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び同年4月1日から平成28年3月31日までの期間に旧法による定期報告を行っているもの 平成30年6月1日から同年8月31日まで

(ウ) 平成27年4月1日から平成28年5月31日までの期間に検査済証の交付を受けたもの 平成31年6月1日から同年8月31日まで

(エ) (ア)から(ウ)までに該当しないもの 平成28年6月1日から同年8月31日まで

キ 事務所その他これに類する用途に供する建築物 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める時期

(ア) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び同年4月1日から平成27年3月31日までの期間に旧法による定期報告を行っているもの 平成29年9月1日から同年11月30日まで

(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び同年4月1日から平成28年3月31日までの期間に旧法による定期報告を行っているもの 平成30年9月1日から同年11月30日まで

(ウ) 平成27年4月1日から平成28年5月31日までの期間に検査済証の交付を受けたもの 平成31年9月1日から同年11月30日まで

(エ) (ア)から(ウ)までに該当しないもの 平成28年9月1日から同年11月30日まで

- (2) 平成28年5月31日において旧法による定期報告を要する建築物として指定されていないもの 次のアからカまでに掲げる建築物の区分に応じ、当該アからカまでに定める時期
- ア ホテル又は旅館の用途に供する建築物 平成30年4月1日から同年6月30日まで
- イ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物 平成30年7月1日から同年9月30日まで
- ウ 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供する建築物 平成29年9月1日から同年11月30日まで
- エ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物 平成30年10月1日から同年12月31日まで
- オ 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（いずれも学校に附属するものを除く。）の用途に供する建築物 平成30年6月1日から同年8月31日まで
- カ 共同住宅、寄宿舎又は令第19条第1項の児童福祉施設等の用途に供する建築物（令第16条第1項に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）平成29年6月1日から同年8月31日まで

第3条 小荷物専用昇降機（この規則の施行の際現に存するもの又はこの規則の施行の日（附則第5条及び第6条において「施行日」という。）から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項若しくは第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に係る法第12条第3項の規定による報告について建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号。附則第5条において「改正省令」という。）附則第2条第4項において読み替えて適用する建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。附則第5条において「省令」という。）第6条第1項の規定により市長が定める時期は、次の各号に掲げる小荷物専用昇降機の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) この規則の施行の際現に存する小荷物専用昇降機 平成30年6月1日から平成31年5月31日まで
- (2) 前号に掲げる小荷物専用昇降機以外の小荷物専用昇降機 平成30年6月1日から平成31年5月31日までの間で、当該小荷物専用昇降機について、設置者が法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の1日から末日まで

第4条 前条第1号に掲げる小荷物専用昇降機について、平成31年6月1日以後に行う法第12条第3項の規定による報告に対する新規則第9条第2項第1号の規定の適用については、同号中「法第7条第5項又は第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日」とあるのは、「金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則（平成28年規則第51号）附則第3条の規定により同条第1号に規定する時期において報告を行った日」とする。

第5条 防火設備（この規則の施行の際現に存するもの又は施行日から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に係る法第12条第3項の規定による報告について改正省令附則第2条第4項において読み替えて適用する省令第6条第1項の規定により市長が定める時期は、次の各号に掲げる防火設備の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 新規則第8条第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる建築物に設ける防火設備 平成30年4月1日から同年7月31日まで
- (2) 新規則第8条第2項第3号、第4号及び第6号に掲げる建築物に設ける防火設備 平成30年9月1日から同年12月31日まで

第6条 この規則の施行後初めて行う新規則第9条第1項第1号に掲げる換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置（この規則の施行の際現に存するもので平成28年5月31日において建築基準法の一部を改正する法律による改正前の法第12条第3項の規定による報告を要する建築設備として指定されていないもの又は施行日から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。以下この条において「換気設備等」という。）についての法第12条第3項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる換気設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 新規則第8条第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる建築物に設ける換気設備等 平成30年4月1日から同年7月31日まで
- (2) 新規則第8条第2項第3号、第4号及び第6号に掲げる建築物に設ける換気設備等 平成30年9月1日から同

年12月31日まで

平成28年(2016年)5月31日 印刷
平成28年(2016年)5月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄